# 国際電気通信規則(ITR)の改正を 巡る最近の議論について

総務省 情報通信国際戦略局 国際政策課 多国間経済室長

ひし だ みつひろ **菱田 光洋** 



## 1. はじめに

本誌8月号では、「国際電気通信規則(ITR)の改正におけるインターネット関連の議論」として、ITR改正に関する議論の概要を紹介したところである。

前回紹介したとおり、ITRを改正するために本年12月3日から14日まで、アラブ首長国連邦のドバイでWCIT(世界国際電気通信会議)が開催される。それに向けた準備作業を行うためのITU理事会作業部会は、本年6月までに計画された8回の会合全でを終えたが、各国からのITR改正提案を項目別に整理することに終始し、その内容に関する議論はほとんど行われなかった。

この各国提案を取りまとめた文書(提出国名は除く)については、7月の理事会の決定を受けて、ITU事務局が以下のサイトにて「Draft of the Future ITRs」の名前で公表するとともに、コメントを11月3日まで受け付けている。

http://www.itu.int/en/wcit-12/Pages/public.aspx

今後、本会合までの間、各地域において、これまでに提出された各国提案について検討し、どの提案を支持するか、あるいは新たにどのような提案を行うか、といった共同提案の内容を詰めていくことになる。

そこで、本稿では、平成24年8月6日から8日にかけてタイ・バンコクで行われたWCIT-12に向けた第4回APT準備会合の議論について紹介したいと思う。その前に、まずは前回の第3回準備会合で、幾つかAPT共同提案が作られたので、その内容を紹介したい。

# 2. 前回会合・第3回APT準備会合

前回3月の会合は、豪州・ケアンズで行われ、パプアニューギニア等の島嶼国から提案のあったNumber Misuseの防止、及びCalling Number Party Deliveryに関する規定の追加について議論し、結果、以下の文言でAPT共同提案が作成された。

## ADD CWG/4/138

31A 3.5 Member States shall encourage the appropriate use of numbering resources so that they are used only by the assignees and only for the purposes for which

they were assigned. In accordance with the relevant ITU-T Recommendations, Member States shall endeavor to ensure that unassigned resources are not used.

### ADD CWG/4/147

31B 3.6 Member States shall encourage the provision of international calling party number delivery in accordance with the relevant ITU-T Recommendations.

また、セキュリティについては、8月号で紹介したとおり、 以下の文言でAPTとして合意をしている。

## ADD CWG/4/226

41D 5A.1 Member States should encourage Operating Agencies in their territories to take appropriate measures for ensuring network security.

5A.2 Member States should collaborate to promote international cooperation to avoid technical harm to networks.

これらの提案は、会合後APT加盟国に回付され、12か国の支持を得てAPT共同提案となり、本年6月15日にWCITへの寄与文書としてAPTからITUに提出済みである。

# 3. 第4回APT準備会合

今回8月のAPT準備会合では、現時点の各国提案を取りまとめたITU理事会作業部会文書(TD64)に基づき、条文ごとに検討された。

(図1) は、これらの規定の構造を示したものである。既存のITRの条文の構造はそのままに、関連する規定の変更、追加について、各国からの提案が列挙されている。中には、5A条(セキュリティ)、5B条(スパム対策)のように、新しい条文を追加するという提案もある。前述のセキュリティに関するAPT共同提案も、他の地域からの提案(ロシア、アラブ等)とともに、5A条の中の一つの選択肢として掲載されているが、新設の条を設けるのか、それとも既存の第3条 国際網の中に置くのかについては、今回議論となり、合意に至ら





図1. ITU理事会作業部会における改正国際電気通信規則(ITR)の構成案

なかった。

また、前述のNumber Misuseの防止 (3.5条)、Calling Number Party Delivery (3.6条) についてのAPT共同提案 についても、shall ensure、shall be provided等の表現に変更すべし、という議論が起こった。

#### (イランからの提案)

31A 3.5 Member States shall ensure that operating agencies which operate in their territory and provide international telecommunications services offered to the public prevent misuse and misappropriation of numbering resources.

31B 3.6 International calling party number delivery shall be provided in accordance with relevant ITU-T Recommendations.

また、それ以外の規定についても、全般的に、事業者へ何らかの義務を課す際に、国が強制力をもって確保する義務を課す文言(Member States shall ensure operating agencies to…)を支持する国(イラン、中国)と、それを避けたい国(日本、豪州、韓国等)との間で見解に相違があり、大半の条項の扱いについて合意ができなかった。そのため、次回会合を10月30日から11月1日の3日間開催し、そこで前述の既に提出されたAPT共同提案の見直しも含め、追加的なAPT共同提案について再度議論することとなった。また、今回合意に至った一部の条項については、先行して、郵便

投票を経て決定することとした。以下、前述したセキュリティ、Number Misuseの防止、Calling Number Party Delivery以外の主な論点について紹介する。

## (1) 定義

現在のTelecommunicationの定義は、前回にも紹介したように、

2.1 *Telecommunication:* Any transmission, emission or reception of signs, signals, writing, images and sounds or intelligence of any nature by wire, radio, optical or other electromagnetic systems.

となっているが、アラブ諸国からは、これを、

2.1A *Telecommunication/ICT*: Any transmission, emission or reception, <u>including processing</u>, of signs, signals, writing, images and sounds or intelligence of any nature by wire, radio, optical or other electromagnetic systems.

と変更する提案が出ている。APTとしては、この変更を支持 せず、現状を維持することで合意が得られた。

#### (2) ローミング料金の透明性

ローミング時の携帯電話料金の透明性に関し、事業者に料金情報の提供を義務づける以下のCEPT提案(新4.4条)に関し、イラン、韓国、豪州等が支持した。

ADD CWG/4/183

38A 4.4 Member States shall ensure that operators pro-

viding international telecommunication services, in particular international roaming, at least provide free of charge transparent and up-to-date information on retail charges, including roaming charges.

これに対し、日本からは、これを努力義務にとどめること を提案したが、合意が得られず、次回会合へ持ち越しとなっ た。

#### (3) スパム

スパムに関し、以下の規定をITRに追加する提案がCEPT から出されている。

### ADD CWG/4/232

41E Member States are encouraged:

- a) to adopt national legislation to act against spam;
- b) to cooperate to take actions to counter spam;
- c) to exchange information on national findings/ actions to counter spam.

APTとしては、ITRにこのような規定を追加する必要はない、ということで合意。ただし、この趣旨を踏まえた決議を提案すべきとされ、イラン提案の決議案をベースに次回会合で議論することとされた。

#### (4) ローミング料金の低廉化

国際ローミングサービス料金の値下げについて事業者が協力すべきとする規定(新6.1.1条b)がイランから提案され、日本は料金に関する規定を設けるべきではないと反対するも、大勢が賛同した。

6.1.1 b) Member States recognize that operating agencies shall cooperate to take necessary measures for reducing charges on international roaming services.

これは、CEPT提案を修正したものだが、事業者の協力に 関し構成国が行うべきことが明らかではない、との豪州から の指摘もあり、次回会合へ持ち越された。

## 4.WCITに関する説明会

9月12日(水)、総務省内の会議室において、WCITに関する説明会を開催した。本説明会では、特にインターネットに関する論点について、

- ・サイバーセキュリティに関し幅広く国に責務を課す提案 (アラブ)
- ・資源管理に関し現行の体制とは別の体制を検討すべき

とする提案 (ロシア)

- ・電気通信サービスの提供時に加入者を特定すべきとい う提案(ロシア)
- ・情報の内容によっては国家が通信を遮断できるとする提 案 (ロシア)
- ・スパム対策に関し、国際的な意見交換を奨励する提案 (CEPT)
- ・情報の送り手が、ネットワークの通信経費を負担すべき とする原則をインターネット接続にも及ぼそうとする提 案 (ETNO)

等の提案が出されていることを説明し、これについての総務省の考え方も説明した。この説明後、質疑応答の時間を設けたが、非常に活発な質疑応答が行われたことは、特にインターネット関係者の本件についての関心の高さを示すものであった。

## 5. 今後のスケジュール

WCIT本番を前に、あと1回APT準備会合が開催され、最終的なアジア太平洋地域の共同提案について議論される。主なスケジュールは以下のとおり。

(1) 10月8日・9日:ITUインフォメーション会合(スイス・ジュネーブ)

各地域の共同提案について、それぞれプレゼンテーションが行われる予定。文言の交渉は予定されていない。

(2) 10月30日~11月1日:第5回APT準備会合 (タイ・バンコク)

今回、合意できなかった条項について、引き続き議論 が行われ、追加のAPT共同提案が作成される見込み。

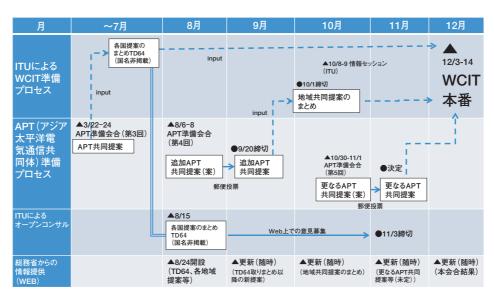
(3) 11月3日: 理事会で決定された提案の提出期限(会議開始一か月前)

11月19日:全権決議で定められた提案の提出期限 (会議開始14日前)

2012理事会では、WCIT-12開始1か月前(11月3日)までに提案を提出すべき旨の決議が採択されたが、一方、全権決議165によれば提案は2週間前まで提出可能とされており、実際の提出期限は後者の11月19日と解すべき、との議論があった。

(4) 12月3日~14日:WCIT-12(アラブ首長国連邦・ドバイ)





WTPF:World Telecommunication Policy Forum (ITU世界電気通信政策フォーラム) IGF:Internet Governance Forum (インターネットガバナンスフォーラム) WTSA:World Telecommunication Standardization Assembly (ITU世界電気通信標準化総会)

図2. ITRの見直しに関する今後のスケジュール

## 6. 最後に

総務省では、総務省HP内においてWCITに関するページを設置しており、今後WCITに関する各国の提案等について、随時情報提供を行っていきたいと考えている。また、9月12

日の説明会の資料もそこに掲載しているので、御参照いただきたい。

http://www.soumu.go.jp/menu\_seisaku/ictseisaku/cyberspace\_rule/wcit-12.html